

令和7年度 審議対象事業一覧表

番号	事業名	事業採択年度	事業着工年度	事業完了(予定)年度	前回再評価実施年度	行政評価区分		所管課	所管省庁名
						条例区分	再評価区分(国)		
1	社会資本整備総合交付金事業 神戸市における浸水対策の推進(防災・安全)	R2	R2	R6	-	④	-	建設局森林・防災部 河川課	国土交通省
2	民間活力を活用した都市公園の再整備(重点)	R3	R3	R6	-	④	-	建設局公園部 整備課	国土交通省
3	地域ニーズに即した都市公園ストックの再編	R2	R2	R6	-	④	-	建設局公園部 整備課	国土交通省
4	安全・安心や環境に配慮した公園整備等の推進	R2	R2	R6	-	④	-	建設局公園部 整備課	国土交通省
5	安全・安心で快適な公園づくり(防災・安全)	R2	R2	R6	-	④	-	建設局公園部 整備課	国土交通省
6	長寿命化計画に基づく公園施設の改築・更新(防災・安全)	R2	R2	R6	-	④	-	建設局公園部 整備課	国土交通省
7	国際競争拠点都市整備事業	H31 (R1)	H31 (R1)	R16	R5	④	④	都市局 都心三宮再整備課 未来都市推進課	国土交通省

※条例区分とは、神戸市行政評価条例施行規則において定める、

- ①：国庫補助事業のうち、実施を決定した後実施機関が定める期間未着手であるもの及び実施機関が定める期間継続中であるもの
- ②：一定規模以上の建設事業のうち、実施を決定した後5年間未着手であるもの
- ③：一定規模以上の建設事業のうち、実施を決定した後10年間継続中であるもの
- ④：社会経済情勢の変化等により実施機関が必要があると認める建設事業

※再評価区分(国)とは、国庫補助事業において、

- ①：事業採択後一定期間(5年)が経過した時点で未着工の事業
- ②：事業採択後一定期間(5、10年間)が経過した時点で継続中の事業
- ③：再評価実施後一定期間(5、10年間)が経過している事業
- ④：その他、社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業